

大飯原発3，4号機，高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 松田正 ほか8名

債務者 関西電力株式会社

進行に関する意見書(2)

平成27年1月27日

福井地方裁判所 御中

債権者ら代理人弁護士 河合弘之

ほか

債権者らは、上記事件の進行について、下記のとおり意見を申し述べる。

第1 意見の趣旨

上記事件について、平成27年1月28日に審尋期日を終了することを求める。

第2 意見の理由

- 1 債務者は、平成27年1月23日、答弁書及び準備書面(1)乃至(4)を提出し、債権者らの仮処分申立書及び第1乃至5準備書面に対する反論を行っている。
- 2 債務者は、同日、進行に関する意見書を提出し、①本件仮処分は、争点が極めて多岐にわたり、かつ専門性が高い事案であって、適切な司法判断を行うためには、その前提として、事案を的確に把握する必要があること、②債務者は、原子力規制委員会における審査状況等、今後の事情を踏まえて主張及び疎明資料を追加する用意があること、③本件原発の稼働が未だ差し迫っているとはいえず、本件原発の起動前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであること、④本件仮処分の判断が及ぼす影響が非常に大きく、かつ広範囲に及ぶこと等を考慮すると、本件仮処分については、拙速に陥ることなく、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理判断が行われるべきであると意見を述べる。

しかし、債務者の上記意見は、下記のとおり、いずれも理由がない。

- (1) 「①本件仮処分は、争点が極めて多岐にわたり、かつ専門性が高い事案であって、適切な司法判断を行うためには、その前提として、事案を的確に把握する必要があること」について

債権者らの平成26年12月5日付け進行に関する意見書記載のとおり、被保全権利に関する債権者らの第1乃至5準備書面は、御庁平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号大飯原発3、4号機運転差止請求事件(以下「大飯本訴請求事件」という。)及び大津地方裁判所平成23年(ヨ)第67号・平成26年(ヨ)第40号原発再稼働禁止仮処分申立事件(以下「大津仮処分命令申立事件」という。)における判決や準備書面等を流用したものであるところ(このことは債務者も答弁書第1章第1で認めている。)、大飯本訴請求事件については債務者が控訴審において平成27年2月2日までに全ての主張と書証を提出し、人証の予定はないと述べており(今回債務者が提出した書面が同日までに予定していた主張であると考えられる。)、大津仮処分命令申立事件については平成26年9月22日に審尋を終え、同年11月27日に決定が出ている。

大飯本訴請求事件の事案及び争点は甲第127号証を、大津仮処分命令申立事件の事案及び争点は甲129号証を見れば明らかであり、事案を把握するのに時間を要しない。

- (2) 「②債務者は、原子力規制委員会における審査状況等、今後の事情を踏まえて主張及び疎明資料を追加する用意があること」について

本件大飯原発については、債権者らの平成26年12月5日付け進行に関する意見書記載のとおり、債務者が大飯本訴請求事件の控訴審において、平成27年2月2日までに全ての主張と書証を提出し、人証の予定はないと述べている。

本件高浜原発については、原子力規制委員会が平成26年12月17日に「新規制基準に適合している」と結論付けた審査書案を了承したため、事実

上新規制基準適合性審査に合格している（甲 2 1 3，乙 1 2，債務者答弁書第 9 章）。

以上のとおりであるから、債務者が原子力規制委員会における審査状況等、今後の事情を踏まえて主張及び疎明資料を追加する用意があるとは考えられないが、そもそも、本件仮処分判断は、新規規制基準の適合性や原子力規制委員会による適合性の審査の適否という観点からなされるものではないから、原子力規制委員会における審査状況等を理由に審理期間の伸長を求めることは許されない。

- (3) 「③本件原発の稼働が未だ差し迫っているとはいえ、本件原発の起動前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであること」について

債務者は、川内原発の審査状況を踏まえると、本件高浜原発については平成 2 7 年 1 1 月に再稼働し、本件大飯原発については平成 2 8 年度以降に再稼働すると想定されるため、本件原発の起動前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであると主張するが、あくまで債務者の見通しにすぎず、上記想定よりも早期に再稼働することが現実的にあり得ない訳ではない。

川内原発は、新規規制基準策定後 1 番手の審査であるから、時間を要するのは当然であり、2 番手以降の本件原発の審査についても同じように時間を要するとは限らない。

現に、債務者は、平成 2 6 年 1 2 月、上記再稼働時期を想定して電気料金の値上げ申請を行っているが、「弊社といたしましては、原子力プラントが、今回申請いたしました電気料金の前提よりも早期に再稼働した場合は、電気料金の引き下げを行いたいと考えております。」として、上記想定よりも早期に再稼働する可能性を認め、むしろ早期の再稼働を求めている（添付資料 1 「電気料金の値上げに関するお願いについて」）。

以上のとおり、本件原発の再稼働前に相当程度の審理期間を確保できる保証はない。

- (4) 「④本件仮処分の判断が及ぼす影響が非常に大きく、かつ広範囲に及ぶこと」について

債務者は、債務者所有の原発の運転停止が継続することにより、電力需給が厳しい状況が生じているほか、環境保全及び経済性の面でも極めて大きな影響が生じてきているとして、本件原発の稼働の可否に直結する本件仮処分の判断は、慎重な判断がなされることが必要であると主張する。

しかし、大飯本訴請求事件の福井地裁判決が判示するとおり、我が国の原子力発電への依存率等に照らすと、本件原発の稼働停止によって電力供給が停止し、これに伴って人の生命、身体が危険にさらされるという因果の流れはこれを考慮する必要のない状況であり、また、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであり、また、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであるから、本件仮処分の進行に関しても債務者の上記主張を考慮する必要はない。

以上